

第十三回 参議院建設委員会會議録第四十号

昭和二十七年五月二十一日(水曜日)午前十時四十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬興兵衛君

理事

赤木 正雄君
田中 一君
小川 久義君

委員

石川 榮一君
楠瀬 常猪君
徳川 宗敬君
前田 穰君
三輪 貞治君
松浦 定義君
東 隆君
瀬戸山三男君
衆議院議員
政府委員
建設省大臣官
房会計課長
金子 一平君
事務局側
常任委員会専門員 武井 篤君
常任委員会専門員 菊池 璋三君
説明員
地方財政委員会
財務部財務課長 奥野 誠亮君

本日の会議に付した事件

○宅地建物取引業法案(衆議院送付)
○河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査の件

(地方財政と建設事業に関する件)

○委員長(廣瀬興兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。

宅地建物取引業法案を議題に供します。先ず發議者から逐條御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 只今提案になつております宅地建物取引業法案につきまして、先に提案理由の御説明を申し上げておきますが、更に逐條的に説明をせよとのことでもありますので、至極簡単に一応御説明を申し上げます。

最初に提案理由で申し上げますように、宅地建物取引業が相当に行われておるのではありませんが、新憲法の下では、これに対する取締りという面が欠けておる、こういう意味合におきまして本法案を立案御審議を願うようになつたのであります。大体の目的は第一條に、「この法律は、宅地建物取引業を営む者の登録を実施し、その業務に對し必要な取締りを行い、もつてその業務の適正な運営を図ることに、宅地建物取引業を促進することを目的とする。」第一條に本法の目的を掲げておる次第であります。第二條は本法に用いておきますところの「用語の定義」を掲げておきまして、「宅地」宅地とは「建物の敷地に供せられる土地」とは「現在の建物の敷地に供せられておる土地は勿論であります。地上宅地となつておるものも含む」と、こういう意味合を持つております。現在地目が農地その他でありまして、事実上建物の敷地に使用せられておるといふ場合も含むという意味に案を立てておる次第であります。「宅地建物取引業」、これは業の定義であ

りますが、これも第二條の第二号に書いてあります通り、宅地若しくは建物(建物の一部を含む)ということにいたしております。その売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理のほかに媒介をする行為、これを業といたしておるもの、業といふことはあえて営利を目的としないのでありますけれども、社会通念上継続的にこれを行うものを業とする、こういうような取引上の定義を掲げておるのであります。第三号の「依頼者」といたしておりますのは、宅地建物取引業を営むものに対して、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介を依頼するものと、依頼者といふものの定義をここに明らかにいたしておるのであります。

第二章は、「登録」に関する規定であります。先ず第三條に登録の条件を掲げておきます。宅地建物取引を営もうとするものは、この法律の定めるところによりまして登録を受けなければならぬ。後に出て来ますが、従つて登録を受けておらなければ、宅地建物取引業を営むことができないという趣旨にいたしておる次第であります。この登録の期限は二カ年間有効とする、これについては、年限については相当問題もあるわけですが、現在の経済情勢その他の変動等を考慮いたしまして、一応二年間という期限を切つて、更に継続してやりたいものは第三項に掲げておきます通りに登録の有効期間満了の後引き続きこの業を営もうとするものは、更に更新の登録を受けなければならぬ、こういうふう

にいたしておる次第であります。第四條に登録の申請の事項を書いておきますが、第三條におきます登録を受けようとする者は建設省令の定めるところによりまして、次に掲げておきます第一号から第四号までの事項を記載いたしました登録申請書、それを主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出する。更に又第二項に掲げておきますように、その登録申請書には、これも建設省令の定めるところによりまして一号から四号までの各証憑書類と申しますが、そういうものを添附して出さなければならぬ。従つてその登録については相当の手續が要りますので、そういう経費も見込みます。第三項に登録申請書はこれも都道府県の條例の定めるところによりまして、三千円以下の登録手数料を都道府県に納めなければならぬ、こういうふうに登録の手續に關して規定いたしておる次第であります。次に登録の申請がありまして、登録の実施に關しては第五條に規定いたしておりますが、都道府県知事は、只今御説明を申し上げます、この登録の申請があつた場合におきましては、次の第六條の規定によりまして登録を拒否する場合を除いて、遅滞なく速かに前條第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を宅地建物取引業者登録簿、これに登録しなければならぬ。第二項におきまして都道府県知事は、前項の規定によりまして登録をした場合は、直ちに当該登録申請者にその旨を通知して、登録の実施があつたことを明確にする、こういうふうなことをしておるのであります。第六條は、登録申請書に對してその取扱ひに關しての規定を掲げておきまして、登録の拒否という題目にいたしておるわけですが、都道府県知事は登録申請者が本條の第一号から第四号に掲げておきます事項に該當するときは、それから登録申請書若しくは先ほど御説明申し上げました添附書類の中に重要な事項について虚偽の記載があつたとか、又は重要な事実の記載が欠けておる、こういうときは登録申請者について事実を調査した後、その登録を拒否しなければならぬ。これは登録を拒否する場合の規定であります。只今申し上げました第一号から第四号まではこれに書いてある通りであります。これは一々申し上げるまでもないと思ひますが、

〔委員長退席、理事赤木正雄君委員長席に着く〕

通常用いられますところの破産者で復権を得ない者、それから第二号は本法に基く取締規定に違反して登録が取消され、その日からまだ二カ年間を経過しない者、こういうものについての規定であります。第三号は営業に關して成年者と同じの能力を有しない未成年者又は禁産者で、その法定代理人が第一号又は第二号に該當する場合第四号は、法人がこの営業主体であります場合に、その役員の中にやほり第一号第二号に該當する者があるもの、こういうふうなことをおる次第であります。更に又第二項におきま

ては、第一項は当然これを拒否する規定にいたしておりますが、これは或る程度の自由裁量を都道府県知事に与えて登録を拒否することができる、こういう規定を設けておる次第であります。それは第一号から第三号に関する要件の場合であります。第一号は「禁以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者」これは第一項におきまして登録の拒否をいたしておりますが、第二項はこういう場合においては情状によつては必ずしも登録を拒否する必要がない場合がある、それは都道府県知事の良識に従つて判断する。そうして登録するか若しくは登録の拒否をするかという区別をする、こういう規定にいたしております。第二号は「営業に關し成年者と同じ能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前号に該当する者」第三号は「法人でその役員のうち第一号に該当する者があるもの」こういう場合は必ずしも拒否を強制するものではなくして、慎重考慮の上でその適否を判断する、こういうことになつておるのであります。第三項におきましては都道府県知事が只今御説明をいたしました一、二項の規定によりまして登録を拒否する場合には、遅滞なくその理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知するといふことになつております。その処置を明確にするという趣旨にいたしておる次第であります。それから第七條には登録簿等の写の送付、こつうことになつておりますが、主たる営業所の

所在地に登録をいたしますが、事務所の支店、出張所等が他の都道府県にまたがる場合があるもので、そういう場合に於いては、その他の關係都道府県に登録簿及びその書類の写を当該都道府県知事に送付して、かような業者の実態を知らしめる、こういう規定を設けておる次第であります。第八條は、変更の届出であります。先ほど申し上げました規定によりまして、登録を受けたこの業務を行いますものが、登録に關する事項について変更があつたとき、これはその変更があつたとき以後二週間以内にやはりその旨を主たる事務所の存在する管轄の都道府県知事に變更の届出をしなければならん。従つて變更の届出をいたしたときは、第五條第一項の規定は、前項の規定による變更の届出があつた場合に準用する、こつういうふうにいたしておる次第であります。第九條は廢業等の届出であります。登録制度でありますので、廢業をした場合にはやはりこれを明確にする意味合におきまして、第一号から第五号に掲ぐる事由が発生いたしましたときは、それ／＼各号に書いてあります旨の届出を、やはり主たる事務所の存在する管轄の都道府県知事に届出なければならん、その期限は三十日以内に限る、こつういうふうにいたしておる次第であります。それから次は登録のまつ消についてであります。第十條におきまして第一号から第二号、この場合におきましては都道府県知事は、当該宅地建物取引業のまつ消をしなければならん。これは第九條の規定によつて廢業の届出があつた場合、それから第二号は登録の有効期間の満了の際に更新の申請がなかつた場合、こつう

いう場合は登録簿から登録をまつ消するこつういう規定であります。第二項は只今の規定によりまして登録のまつ消をした場合は登録のまつ消を受けた者が他の都道府県の区域内に事務所を有していたときは、やはりこれも遅滞なくその旨を当該都道府県知事に通知しなければならん。これは登録をしたときもやはり連絡することになつておりますので、従つて登録をまつ消いたしましたときも、これを連絡して事を明らかなにする、こつういう規定にいたしておる次第であります。それから第十一條は、登録簿の閲覧に關する規定であります。その業者に關する登録は公にこれを閲覧せしめる必要がある、その規定をここに設けておる次第であります。第十二條は、先ほど最初に申し上げました通り登録營業になつておりますので、「登録を受けたい者は、この宅地建物取引業を営んでならん」と、無登録營業の禁止をいたしておる次第であります。

第十三條の精神に基いてやらなければならんといふことを具体的に現わしまして、取引業者は「その業務に關してなすべき宅地若しくは建物の登記若しくは引渡又は取引に係る対価の支払を不当に遅延する行為をしてはならん」と、これはよく弊害があるのはこつういふ面でありまして、それを第十條の精神に基きましてこの取締の規定を置き、これについてはものに罰則が伴つておりますが、こつういふ特別な弊害を除くために、この規定を設けておる次第でございます。第十五條、これも同じ精神のものであります。契約書の送付、この業者がその業務に關して、依頼者から委託を受けて契約を締結したときは、これもやはり遅滞なくその契約書を依頼者に送付しなければならん。契約の実体を依頼者に速やかに明確にする意味合におきまして、契約を締結したときはその契約書を依頼者に送付しなければならん。

それから第十六條は秘密を守るこつと、各種のこつういふ他人から依頼を受けた業務については、秘密を守る義務が課されておるわけでありまして、本法律案におきましても正当な理由がある場合でなければ、その業務上取扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならん。又仮に宅地建物取引業をやめたのちであつても、特に財産その他については複雑な内部の事情、家庭の事情等といふことがありますので、こつういふ他人の秘密を正当な理由がなくてこれを漏らしてはならん、こつういう規定を設けておる次第であります。それから第十七條は報酬に關する規定であります。御承知の通りに現在こつういふいわゆる宅地建物の取引を業といたしておる場合に、必ずしも報酬が一定いたしてない。勿論これを一定せしめるといふ趣旨ではありませぬけれども、多くの社会各階層におきましては、この報酬についての知識がない。こつういふ場合に不当に多額の報酬を強請されるとか又強請されなくともそれを取られておる。こつういふ相場の弊害がありますので、第十七條におきましては、宅地建物取引業者が、その營業をいたしたときの報酬の額は、都道府県知事の定めるところによる。従つて又こつういふ業者はその定め

を告げて、これによつて依頼者等に対して不測の損害を与えておるといふ実情もあり得るので、当然のことといひまして、又第十七條には報酬の額も定めることになつておりますので、不当の高額の報酬を要求する行為としてはならない。これは当然の規定だと考へておる次第であります。それから第十九條は標識の掲示をやるようにいたしてありますが、これは登録業者といたしましては、これを誰でも見やすい所に、登録をいたして正式に営業いたしておる者だといふ標識を掲げる、その標識の形式については、これを建設省令で定めよう、こういうふうにしておる次第であります。それから次は、業務の停止と登録の取消に関する規定であります。第二十条において、第一項の一号から三号までのように、不正の手段によつて登録を受けたとき、それから先ほど申し上げた登録拒否の條件、第六條の第一項第一号第三号第四号に当ります登録拒否の條件、それから第九條の規定による廃業の届出であります。そういうものがなくとも、それが廃業いたしておるといふ事実が判明したとき、こういう場合におきましては、都道府県知事はその職権によつて登録を取消しなければならぬ。第二項は第一号から第五号までのような事項がありましたときに、その業者に対して六ヶ月以内の期限を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずる、又は登録を取消することができ、前のは登録を当然取消すといふことになつておりますが、第二項の場合には情状によつて全部若しくは一部の業務を停止又は全部の登録

を取消することができるといふ規定を設けておるのであります。第三項におきましては、第二項による規定によりまして登録を取消したり、又は業務の停止を命じようとする場合におきましては、突然そういうことをやつては営業に対して相當甚大な影響があり得るので、そういう場合にはその旨をあらかじめその業者に連絡をいたしまして、それからそういう人たちの意見を、都道府県知事の指定する職員に聴聞させまして、事情をよく聴取し、取調べからその処置をしなければならぬ。勿論そういう連絡をいたしても、それに出頭しない、聴聞をすることができないといふようなときには聴聞をしなくても当該処分をすることができ、こういう道を開いておるわけであり、それから第四項は、只今御説明申し上げましたように、登録の取消又は第二項の規定によつて登録を取消した場合に、勿論その登録をまつ消する、従つてその登録を取消された者に對して、その通知をしなければならぬ、こういう手続の規定を書いておる次第であります。第五條は、登録のまつ消についての準用規定をここに掲げておる次第であります。

その措置をしなければならぬといふことを規定いたしておる次第であります。念のために、第三項にはこの立入の権限は何も犯罪捜査その他のための認められておるものではないから、そういう弊害が伴わないように、これはただ営業が適正に行われておるかどうかといふことのみ、そういう権限がこの本項によつて与えられておるのだといふことを明確にいたした次第であります。第二十二條は、本法による各種の処分につきまして、不服のある者は建設大臣に訴願をすることができ、その訴願は勿論訴願法の規定に従ひましてこれをやる、こういうふうにしておる次第であります。それから第二十三條には、本法の適用から除くもの規定を設けておるのであります。が、国及び地方公共団体は勿論これを除く、それから信託会社及び信託業務を兼営する銀行には本法を適用しない、御承知の通り信託会社も本法に言う宅地建物の取引業務を兼営する銀行においてもやつておりますが、これは御承知の通り信託業務、銀行法等によりまして国の嚴重なる監督を受けておりました、従つて更に本法の適用を受けるという二重の煩を避ける、そういう意味におきましてこれらのものに對しては本法を適用しないといふこととで、ここに除外の規定を設けておる次第であります。

第五章は罰則を規定いたしておりますが、これは一つづつ御説明を申し上げます。先ほど申し上げましたようにそれらの禁止規定や取締規定があり得るので、それに違反したものに對しては、それ／＼ここに列挙してあります。その罰則を適用して、本法に基く營業の適正を図りたい、こういう意味にいたしてゐる次第であります。

それから附則に行きまして、この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、その施行期日は政令で別に定める、九十日といふことにいたしましたのは、その間に直ちにこの登録を実施するといふことは、事務的その他の關係でできませんので、相當の期間を置いてこの登録の実施をなさしめる。こういう意味で九十日という期間を設けておる次第であります。更に又第二項におきましては、経過規定をいたしまして、この法律の施行の際に、現に宅地建物取引業務を営んでおる人たちは、先ほど御説明申し上げました第五條第一項の規定により、登録を受けなくても、その施行の日から起算して六十日を限り本法に基き宅地建物取引業務を営むことができる宅地建物取引業者とみなす、こういう規定を設けておる次第であります。それと第一項の場合に、御説明申し上げましたように、直ちにこれを登録を実施するといふことは困難であり得るので、こういう余裕の期間をここに与える、こういう次第であります。勿論その者がその期間内に登録を申請したときは、その申請に対する処分のある日まで又同じように取扱う、こういう規定を設けておる次第であります。第三項は、本法が建設省の所管に関するといふ意味合におきまして、建設省設置法の一部の改正を同じくいたした、こういう次第であります。極めて簡単にありますが、逐條の御説明を終ります。

す。

○理事(赤木正雄君) これから御質問願います。

○田中一君 この逐條質疑をする前に提案者に伺いたいのですが、この法律は取締法としての精神が主であるのか、又は第一條に書いてあります通り業務の適正なる運営を図る、いわゆる助成法というふうな精神のものか、或いはこれを併用しておるものか、先ずそれを第一に伺いたいものと、現在全国でこの法律を適用される業者と目されるものは、法人で何件くらいありますか、それから個人では何件くらいあるかといふ点について御答弁願いたいと思ひます。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 本法を制定した趣旨が取締にあるか、又は業者の育成と申しますか、それにあるのか、場合によつてはその両方併せたものか、こういう御質問であります。私共の考へていたしましては、最後の兩者を合した趣旨であります。勿論これを一方的に取締するというだけではなく、登録をさせまして、業者の何と云いますか向上を図りたい。この狙いがあるものであります。一面においては登録いたさないといふことを考へて両方含めた意味で立法いたしておる。こういうわけであり得ます。

それから只今全国でどのくらいの業者があるか、これも実のところは最初に申し上げましたように、現在こういうものの登録その他の制度がございませうので、従つて実態を明確に捉へるといふことは現在のところは事実上不可能な状態であり得ます。そこで法人がいくら、個人がいくらといふことを今お

答することができませんが、大体的推定といたしましては、全国に約三万の業者がある、かように考えておりますが、併し表面に現われないで相当の仕事をしておられる面もあると想像されますので、その数も必ずしも明確でない、そういうこともありますので、ここに登録をさして業態を明確にし、取締と同時に業者の向上も図りたい、こういう趣旨のものであります。

○田中一君 私どもの党のほうにも、この法律を制定してくれという希望の者、それから約一千か千五、六百の会員を持つておる業者の任意団体がございしますが、そのうち、これを制定しないでくれというような意見の陳情が参つております。これについては無論提案者は十分に双方の意見も聞き、立案、提案されたものと考えますが、現在そういう二つの業者自身の考え方があるについて、それに対する調整をなされたかどうか。或いは一方、三万と推定なさるうちの、これを通してくれという陳情者をどのくらいあなたがたのほうに把握していらつしやるか、同時に又これに反対するといふ業者は、陳情する業者はどのくらいと考えておられるか。従つて、或いは現在の段階においては、その反対したいといふ業者もこの法律の制定の精神をよく知つて同調しているか。なぜこういうことを申上げるかと申上げますと、先般賛成したいという側の大会がございましたが、これに私も覚から出て参りました、その時にその旨もお伝えしたわけであります。そういう点は、今現在提案者としてはどういふ工合な認識を以てこの法案を提案なすつたか、その現状を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 御尤もな御質問でありますが、最初に、いわゆるこういう法律を制定してくれというのは殆んど全體的の動きでありまして、それからその点は、田中先生も私もその大会にお伺ひいたしたわけでございますが、そのほかに、法の制定に對する反對の大会も別な場所で開催され、その當時は、御承知の通りに立案ができましたのは少くとも十数枚の案でありまして、最初は相當嚴重な各種の條件を……、まあ試案が出ております。それについて賛成反對の議論が相當あつたわけでありまして、その中心となりましてものは、現在提案いたしましたおります法律には出ておりませんが、試験制度をするとか若しくは營業者に對する相當の資産の條件を加へるとか、或いは担保を供せしめるとか、いろいろな、現在この業を営んでおられる各位が、その條件に當てはまらないのをやないかというような、非常な誤解を受けて、従つて各位の意見を調整いたしまして、それと同時に新しい憲法の精神を取入れる意味合におきまして、そういうような或る一定の線を引くような規定を殆んど削除してしまつた。そういう実情で私の知つておる範圍では、現在はこの法律の個々の問題については或る程度の御意見があると思ひますが、全体の精神については如何のところは私は反對の意見を聞いておらない実情にあります。最近に至つて多少罰則の問題について意見がありますけれども、それも現在衆議院の委員会において或いは一部修正がなされるかも知れませんが、そのほかに注そのものについては異論を聞かない、私はそういうふうには承知をいたしてや

ります。
○田中一君 賛成反対の陳情のかたがたのお話を聞きましても、今提案者のお話のように、條件の問題或いは資産状態或いは試験制度という点でもつて難点があつたように聞いております。今伺つても、その点も相当に納得されてその條項を削除したというような御説明でございましたが、その育成をするならば、或いは取締をするならば、少くとも財産上の問題はこれはなかなか判定が困難です。併しながら試験制度の問題或いは資格の問題についてはもう少し考慮をなさる点がなくちやならんじやないかと思うのです。野放しの状態において現在の業者をそのまま全部拾ひ上げるというためにこの法律を作つただけでは、實際の取締或いは育成というものはなし得ないのじやないかと思ひます。従つて、輕微など言いますか、一応登記手続とか事務上の扱ひ方の問題について、試験制度と言いますか、そうした点を考へにならなかつたかどうか。これは総論的に申上げるわけですが、この條文にございませんから伺うわけですが、そういうものを、一応この可能な範圍ですが、相當な學問或いは勉強しなけりやできないというもののじやなくて、常識としても要するという程度の試験制度、そういう点のことを全然削除したという理由ですね、こういう点についても少し御説明願ひたいと思うのです。
○衆議院議員(瀬戸山三男君) 御尤もな御説でありまして、その点は第何回案かまでは試験制度を考慮いたしておつたのでありまして、ところが現在のまゝ全部の業者の資産状態を知ること、は、先ほど申上げましたように不可能

でありますけれども、本法の主たる目的は、先ほど申し上げましたように、勿論育成と取締二面でありますけれども、現在の業態を見ておきますと、必ずしも試験に合格したから公正な取引業を営むということも考えられないと同時に、試験制度といいたしますれば、最近各種の試験が御承知の通りあります、床屋の試験だとか或いは料理人の試験だとか、殆んどその試験の実体が形式に流れて、ただ煩瑣に過ぎるという実情も一応考えられる。従つてこの際は、将来これを改正して或る一定の線を引くということも考えられると思ひますけれども、最初の立法といたしましては、これで登録をしてもらつて、そこで二年間と云う登録期限を切つたのでありますから、その間において業者としての適正を欠くものはふるいにかけて行こう、この取締の各種の規定に違反した人は、登録の取消であるとか、営業の停止であるとかいう、或る程度の制裁がありますので、試験と云うことで必ずしもこれが直ちによくなるということを考えられなかつたので、試験制度そのものを規定したものではありませんけれども、当初の案としてこれでやつてみようという氣持ちでおるわけであります。

○田中一碧 取締法であるならば、無論業務に対する取締と考えられるわけですが、従つて例えば登記手続などが全然わからないで、これは従来我々が通商の概念として持つておりますところの、口先一つで或いはこの業を認めるかも知れないのです、その場合に登記する方法もどういふものをどうすればいいいのか、その書類の扱い方を知らないでおつて、野放しの状態に身分をきめてお

いて、そして取締の形で以て打つて出るということは甚だ當を得たものじやないと思ふのです。従つて試験制度、試験制度と言いますけれども、試験制度そのものは高度の専門的な知識云々じやなくて、常識的なものくらいは教育する意味においても、そういう点で教え込んでおかんと、却つてこの取締の面が強く浮び出して来るというやうな点を考えねばならぬわけなんです。ただこの法律を通すために誰にも彼にも承知させて、この法律を通すためにあえて試験制度と言いますか、輕微な試験制度までも抹殺したということに對しては、甚だ取締の面だけが強くなりまして、業務の実態というものを明かにしてないのじやないかと思ふのです。これは衆議院でも相當御審議なすつたと思うのですが、その点についてはこれは提案者の個人のお考えとしてもう一遍伺いたいのです。

○衆議院議員 瀬戸山三男君　その点が田中先生のお説と相當議論があると思ひます。私もその点を立案については一歩悩んでおつたのです。併し先ほど申上げましたやうな事情で、この際はまあ試験はいわゆる形式的の試験に流れる虞れがありますのでやめて、將來を期待したい。同時に今まで非常に個々ばら／＼にこういう業務が行われておつたわけですが、今後こういう法律が成立いたしました正式に登録いたすということになりますれば、業者の実態が明らかになるわけがあります。従つて業者間の組合と申しますか、協会と申しますか、そういうものがこれは實際問題としてできる機運になつておる。そうなりますれば協

会なら協会といたしまして、業界の育成と申しますか、適正な業者を育成する、こういう機運がかなり出て来る。

又そういう意味合におきまして関係行政当局は指導すべきものである。かように考えますので、まあそういう関係からも今の御趣旨のようなことを計つて行きたいということも含まれておる次第でございます。この際、試験制度は相当問題になりましたが一応省いておる、こういう実情であります。

○田中一君 今の御説明でもまだ満足しません。併し第三章の業務規定において登録とか、何か業務の一つの取引といふ点から、取引をするために法律的なものという手続をしなければならぬ、手続ぐらゐは業務の中に織込んでこれを知らなければならぬ、一応こういうものを知らなければならぬという規定を設けなければならぬ、これは誰も彼もできることになるのです。三千円の金さえあれば、そういう今の身分上の問題がきいならば誰でもできるのです。この点は、私は反対の陳情者もそういう点について心配しておつたんでしようが、併しながら常識的な扱い方の問題ぐらゐは試験制度というか、規定して頂きたい、こういう考えを持つておるのです。それを全然何も野放しで以てそれで罰則、取締りということ、これは法制上の精神から言つても甚だ片手落の問題じやないか、片方は野放し、何をしたいかわからん、その何をしたいかわからん者もこの業務を営めるのです。或いは反対者の陳情もありますが、この点だけは常識的な、事務的な扱い方、この点だけでも業務規定の中に入れて頂きたい、そう考えますがこの点は如何でございますか。

か。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) お説は御尤もなんですが、今のような、先ほどから御説明申上げておりますような事情でまあ試験制度を……最初非常に試験制度を問題にいたしましたのでありますが、各種の試験制度を見ましても、これは余談になりますが、料理人の試験でカラーか何か間違えておつたけれども、それでも試験に通つたという実例もあります。こういうことで将来の問題は別といたしまして、初めての立法でありますので、これをやつて更に試験をしなければならぬという実情が出て来ますればその際に考えたい。このくらいの程度で現在やつております。

○田中一君 そうしますと一応この法律を通して、脱落者をたくさん出して、それがいけないということに改めて又法の改正もしよう、こういう考えでありますか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 脱落者を出してというのじやありません。勿論この規定によつてこの精神に反した業務をやつて従つてこれから脱落する、これは仕方ないと思ふのですけれども、あえて脱落者を作つてそれで行くという意味じやないのです。

○田中一君 それじや今私の申上げたことは政令で出て出すというような意思はありますか。政令で織込むという意思もありませんか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) そういう試験制度その他について政令で設けるといふことは法律の建前からいけなと思ひますが、まあ行政措置としては各種の指導をする、こういうことは当然にこれは関係行政機関としては

やるべきものだとかように考えております。

○理事(赤木正雄君) ちよつとお語りたします。今日は日程に地方財政と建設事業について聞くことになつています。この法案の審議はまだ相当時間がかかりますので、先に申したことはそう時間がかかりませんから、これを一時おいて、地方財政と建設事業について聞いて行く、こういうふうにお願ひしたら如何でしょうか。

○理事(赤木正雄君) ではさういって、この法案の審議は本日はこれで打ち切ります。

○理事(赤木正雄君) 地方財政委員会の奥野財政課長、建設省の金子会計課長お二人見えております。

○田中一君 私がこの地方財政平衡交付金の一部を改正する法律案に関連しまして、今日の調査をいたしたいという提案をいたしましたのは、我々建設省の仕事をつつておりましたところの建設委員会としまして、地方団体に対して、政府が法律に基いて算定基準を規則で定めておつたように承知しておりますが、今度はそれが全部法律でそれをきめるといふことになつておるように了解しておりますが、この際都道府県又は市町村に交付されたところの平衡交付金のうち、土木費、戦災復興費、この二つのものにつきまして算定の基準を明かにして頂きたい。我々としては、地方財政が非常な貧困な状態に陥つてゐる事実を、地方などに調査に出張しましてよく承知しております。従ひまして道路費、河川費、港湾費その他の土木費につき

まして、測定単位と単位費用のこの法律に現われましてところのものに對する内容の御説明を先ず第一に伺いたいと思ひます。

○政府委員(金子一平君) 只今田中先生からお尋ねのございました平衡交付金の配付の基準になる公共土木費関係の測定単位なり、単位費用の算定基準につきましては、これは地方財政委員会の方で詳細な計算をいたしておるものですので、地方財政委員会の奥野課長から答弁頂いたほうが或いは適當かと思ひますので、奥野課長にお答え願ひします。

○理事(赤木正雄君) 奥野課長が見えるまでちよつと懇談をいたしたいと思ひます。

○理事(赤木正雄君) 速記を始めて下さい。

○田中一君 速記を始めて下さい。

○田中一君 速記を始めて下さい。

を算定いたして参つておるわけであり

ます。道路の維持修繕費を測定するに當りましては、大体六キロメートル当り一人の修理工手が必要であらうというふうなことがその基礎をなしているものであります。又道路の改良費につきましては、現在の道路をアスファルト、コンクリート道路にして行くためには、どの程度の財源を必要とするか、それを大体過去の実績から考へて参りまして、二百年間で完了すると思へば、一年当りどれだけの財源があれ

ばよろしいかというふうなことから算定したわけでありまして、今申上げました単位費用のうち、新設改良費に當るものが二四二〇銭であり、それから維持修繕費に當るものが九四八四銭でありまして、合算して二四二四四銭という数字を出しているわけであり

ます。以下大体同じようなやり方で行つてゐるわけでありまして、橋梁費につきましては、木橋であり、鋼橋は、五年に一回補修をする、又鋼橋は、又木橋は七年に一回の塗装をする、又木橋につきましては二十年に一回の架け換えを必要とするというふうなことから算定いたしておるわけであり

ます。単位費用の基礎をなしておりますもので補修費に當りますものが六四四八銭、塗装費に當りますものが四四四六銭、架け換え費に當りますものが四三三三〇四四銭で、合計いたしまして百二二四四八銭というふうな数字を出しておるわけ

であります。又河川費につきましては、この内訳は河川の維持修繕費がどれだけであるか、河川調査費、水防費、防

災対策費、災害土木助成費、河川改良費という六つの項目を拾つていろ／＼

いたしますものが三万八千四百六円、それから戦災復興費は二円九十銭、市町村分では道路費が三円六十六銭、橋梁費が五十四円、港灣費が五円四十八銭、都市計画費が十五円九十六銭、その他の土木費が人口を測定単位といたしますものが五円三十七銭、面積を測定単位といたしますものが三万九千七百六十二円、戦災復興費が七円七銭、であります。

○田中一君 前年度と本年度の違いは、物価指数とか或いは労銀の指数とかから割出したものですか、それとも別の根拠のものですか。

○説明員(奥野誠亮君) 先ほどちよつと御説明申上げましたように、単位費用を出しますときには何人の職員が必要であるか、或いはどういう物資をどの程度必要であるかというふうなものがあられるわけでございます。ところが職員費でありますと、その後に給与改訂が行われる。旅費でありますとか、運賃の改訂等から若干増加するようになつて来る。そういうふうな基礎の変化からそれ／＼只今のような単位費用の増加になつておるわけであります。

○田中一君 道路費を一つ取上げまして、この道路というのは、無論府県道道も含まれておるのでありますね。国道道並びに府県道も含まれておるのでありますか。

○説明員(奥野誠亮君) その通りであります。

○田中一君 市町村の場合に、これらの市町村道又は全部を含まれておるのですね。橋梁もすべて……。

○説明員(奥野誠亮君) 市町村は道路費と橋梁費とやはり分けておるわけでありませう。

○田中一君 これは全部市町村の範圍にあるものは含まれておるわけであり
ますか。

○説明員(奥野誠亮君) 市町村同時に見
ておるわけであります。

○理事(赤木正雄君) 本日はこれを以て
取りやめて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○田中一君 まだ質問を継続してこの
調査をやつて行きたいと思ひます。

○理事(赤木正雄君) では本日はこれ
を以て閉会いたします。

午前十一時五十九分散会

昭和二十七年五月三十日印刷

昭和二十七年五月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所